

家計相談支援事業従事者研修資料

生活保護受給者向け 家計相談支援事業について

厚生労働省社会・援護局保護課
保護事業室 室長補佐
清水 修

○就労による自立(保護廃止)後に再度生活保護の受給に至らないようにするため、就労による保護廃止が見込まれる被保護世帯を対象として家計相談支援を実施する。

また、高校を卒業予定している者等に対して、進学費用等の今後必要となる経費等を説明した上で、奨学金等の制度等について助言する【補助率は2／3】

事業効果

○保護廃止が見込まれる方が、生活保護受給中から保護廃止後に必要となる費用を見据えて家計を適切に管理できるようにすることにより、再度生活保護を受給することなく生活できるようにする。

○生活保護受給世帯の子どもやその保護者に対し、大学等の進学費用等に関する助言をすることによって、進学に伴う不安や経済面の課題等への対処を支援し、貧困の連鎖の解消を目指す。

【家計相談支援の対象者像】

- 就労による自立(保護廃止)を目指す世帯
- 大学等への進学に伴い自立(世帯分離)が見込まれる世帯

など

(支援内容)

- ・医療費の自己負担や社会保険料の発生など生活保護廃止を見据えた家計管理方法の提案、支援
- ・子どもの大学等への進学に向けた費用についての相談への対応や助言、各種貸付制度の案内 など



保護廃止が見込まれる世帯への家計相談支援について

【通知名】 「被保護者家計相談支援事業の実施について」

(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

基本的主旨

- 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第37条の2に基づく住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、保護廃止が見込まれる世帯に対する家計相談支援を実施することとした。

主な対象者

- 保護廃止が見込まれる世帯等のうち、家計相談支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計相談支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 相談支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計相談支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。 2

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援について

基本的主旨

- 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計相談支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計相談支援を実施する

主な対象者

- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。
※高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としている。

大学進学について

- 生活保護制度は、生活に困窮する者がその利用しうる資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件としており、稼働年齢に達している者（義務教育を終了した者）については、原則として就労していただくこととしている。
- この点を考慮し、生活保護世帯の子どもが大学等（夜間大学等を除く。）に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外（※）としている。
- ※ 同一世帯に属していても形式的に生活保護世帯の生計から大学生を別にする取扱い（世帯分離）としている。

家計相談支援事業従事者向け 生活保護制度の基礎知識

生活保護制度

○ 生活保護制度の目的

- 最低生活の保障
⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施
- 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



◇保護の開始時に調査

（預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等）

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給

最低生活費

年金・児童扶養手当等の収入



支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

自立の助長

- ・ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援
- ・健康管理や家計管理に関する支援

生活保護の要件等（法４条）

基本的な考え方

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

資産の活用

・ 土地・家屋は、原則売却

（ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認）

・ 自動車については、原則売却

（ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合は、保有を容認）

・ 預貯金は、原則収入認定

（ただし、保護開始時に保有する金銭のうち、最低生活費の５割は保有を容認）

・ 年金、児童扶養手当等

本人が手続をすれば受給できる給付等は活用することが必要

能力の活用

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の３つの要素により判断。

現実に稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実に働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

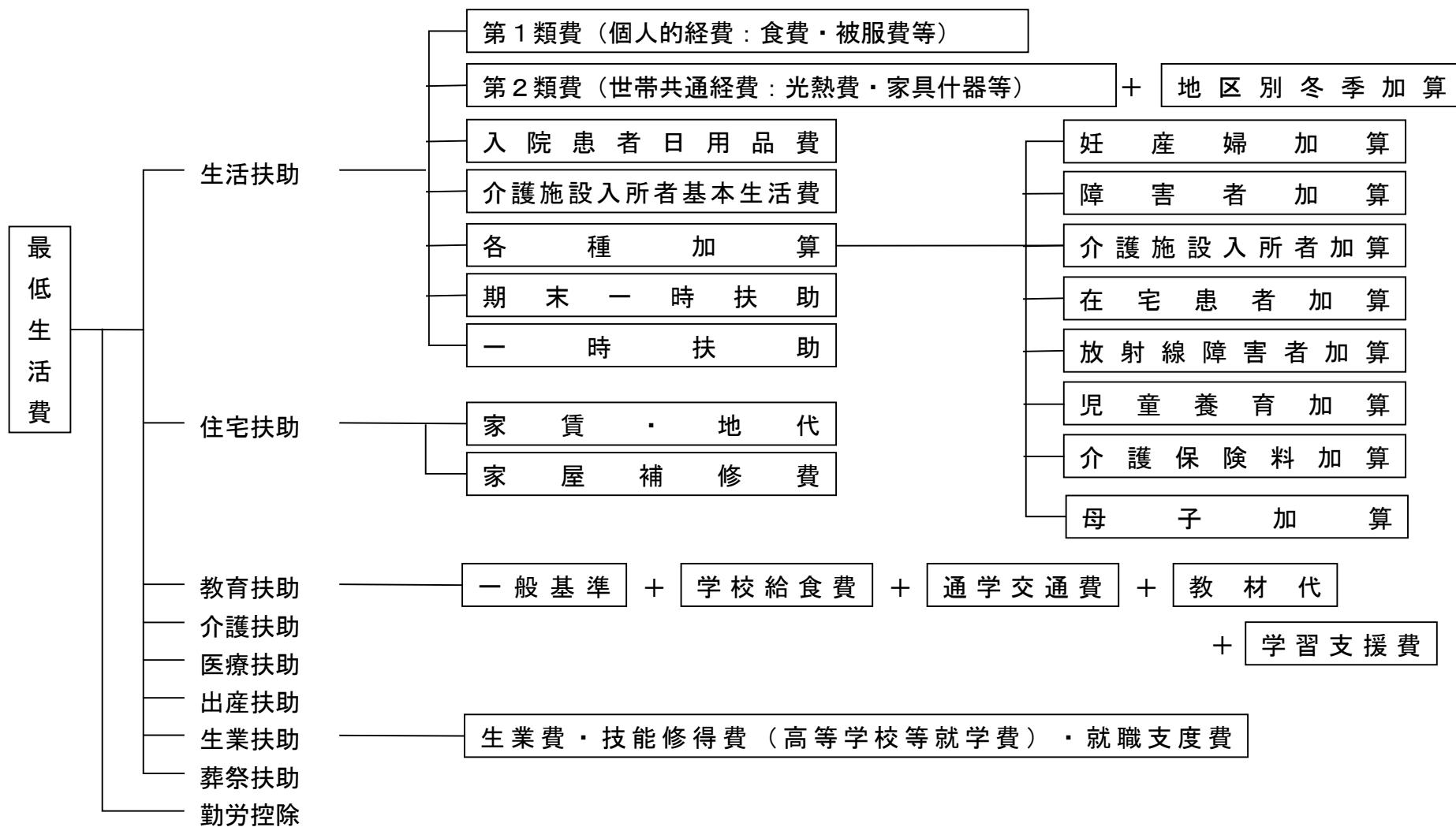
扶養の優先

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子関係にある者に対しては、実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（８種類）に定める。



生活保護の種類と内容

生活保護は、生活を営む上で生じる費用の種類に応じた8つの扶助からなる。

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助 《法12条, 31条》	○基準額は、 〈1類費〉食費等の個人的費用 〈2類費〉光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出 ○11月から3月までは 地域区分に応じて冬季加算を支給 ○障害者や有子世帯への加算（母子加算等）など各種加算を支給 ○臨時的な需要にも対応（一時扶助）
アパート等の家賃	住宅扶助 《法14条, 33条》	上限を定めた上で実費を支給
義務教育を受けるために 必要な学用品費	教育扶助 《法13条, 32条》	学用品費として一定額支給し、給食費,教材代等について実費支給
医療サービスの費用	医療扶助 《法15条, 34条》	[現物給付] 本人負担なし（10割分を医療機関に支払い）
介護サービスの費用	介護扶助 《法15条の2, 34条の2》	[現物給付] 本人負担なし （1割負担分を介護事業者へ支払。保険料は生活扶助で支給。）
出産費用	出産扶助 《法16条, 35条》	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる 費用（高等学校等の就学費用を含む）	生業扶助 《法17条, 36条》	授業料や資格検定費用等について上限を定めた上で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助 《法18条, 37条》	上限を定めた上で実費を支給

最低生活保障水準(月額)の具体的事例(平成30年10月)

○3人世帯(夫婦子1人)【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生 活 扶 助	157,170	151,340	145,090	142,420	136,450	131,900
住 宅 扶 助	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合 計	226,970	195,340	201,090	188,420	178,450	173,900

○母子3人世帯【30歳、4歳、2歳】

(月額:単位:円)

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生 活 扶 助	187,460	181,930	173,670	171,730	164,460	160,160
住 宅 扶 助	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合 計	257,260	225,930	229,670	217,730	206,460	202,160

○高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生 活 扶 助	78,470	75,100	70,930	69,820	66,780	64,420
住 宅 扶 助	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合 計	132,170	109,100	113,930	104,820	98,780	96,420

○高齢者夫婦世帯【68歳、65歳】

(月額:単位:円)

	1級地－1	1級地－2	2級地－1	2級地－2	3級地－1	3級地－2
生 活 扶 助	118,880	114,150	108,690	107,040	102,290	98,660
住 宅 扶 助	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合 計	182,880	155,150	160,690	149,040	140,290	136,660

注1 生活扶助の額には、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地－1:東京都区部、1級地－2:福山市、2級地－1:熊谷市、2級地－2:荒尾市、3級地－1:柳川市、3級地－2:さぬき市とした場合の27年7月以降の上限額の例である。

(参考) 生活保護基準見直し後の具体例(平成30年10月～3か年の段階的施行終了後)

夫婦子1人世帯

【30代夫婦、子(3～5歳)】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.0	15.6	-2.3%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
合 計	23.0	22.6	-1.6%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	13.2	13.8	4.5%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
合 計	17.0	17.6	3.5%

夫婦子2人世帯

【40代夫婦、中学生、小学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	20.7	19.8	-4.5%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
教育扶助	1.4	1.4	1.5%
合 計	29.1	28.1	-3.1%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.6	16.1	-3.3%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
教育扶助	1.4	1.4	1.5%
合 計	21.8	21.2	-2.4%

母子世帯(子1人)【母親(30代)、小学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	14.9	15.0	0.8%
住宅扶助(上限額)	6.4	6.4	0.0%
教育扶助	0.5	0.4	-19.4%
合 計	21.8	21.8	0.1%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	12.4	13.2	6.9%
住宅扶助(上限額)	3.5	3.5	0.0%
教育扶助	0.5	0.4	-19.4%
合 計	16.4	17.1	4.7%

母子世帯(子2人)【母(40代)、高校生、中学生】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	19.9	20.0	0.7%
住宅扶助(上限額)	7.0	7.0	0.0%
教育扶助等	1.9	2.2	13.8%
合 計	28.8	29.2	1.4%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	16.0	16.9	5.8%
住宅扶助(上限額)	3.8	3.8	0.0%
教育扶助等	1.9	2.2	13.8%
合 計	21.8	22.9	5.5%

高齢者単身世帯【65歳】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	8.1	7.7	-4.9%
住宅扶助(上限額)	5.4	5.4	0.0%
合 計	13.5	13.1	-3.0%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	6.6	6.5	-0.3%
住宅扶助(上限額)	2.9	2.9	0.0%
合 計	9.5	9.4	-0.2%

高齢者夫婦世帯【65歳夫婦】

東京都区部など(1級地-1)

	現行	見直し後	
生活扶助	12.1	12.0	-0.8%
住宅扶助(上限額)	6.4	6.4	0.0%
合 計	18.5	18.4	-0.5%

地方郡部など(3級地-2)

	現行	見直し後	
生活扶助	9.8	10.5	7.2%
住宅扶助(上限額)	3.5	3.5	0.0%
合 計	13.3	14.0	5.3%

※ 生活扶助には、冬季加算、児童養育加算、母子加算を含む。教育扶助及び高等学校等就学費には基本額及び学習支援費の年額上限額を月額換算した額を計上している。(このほか、入学準備金、教材代等の購入費(実費)が支給される。)

※ このほか、医療扶助、介護扶助が現物給付されるほか、臨時的経費等に対応する給付が支給される。

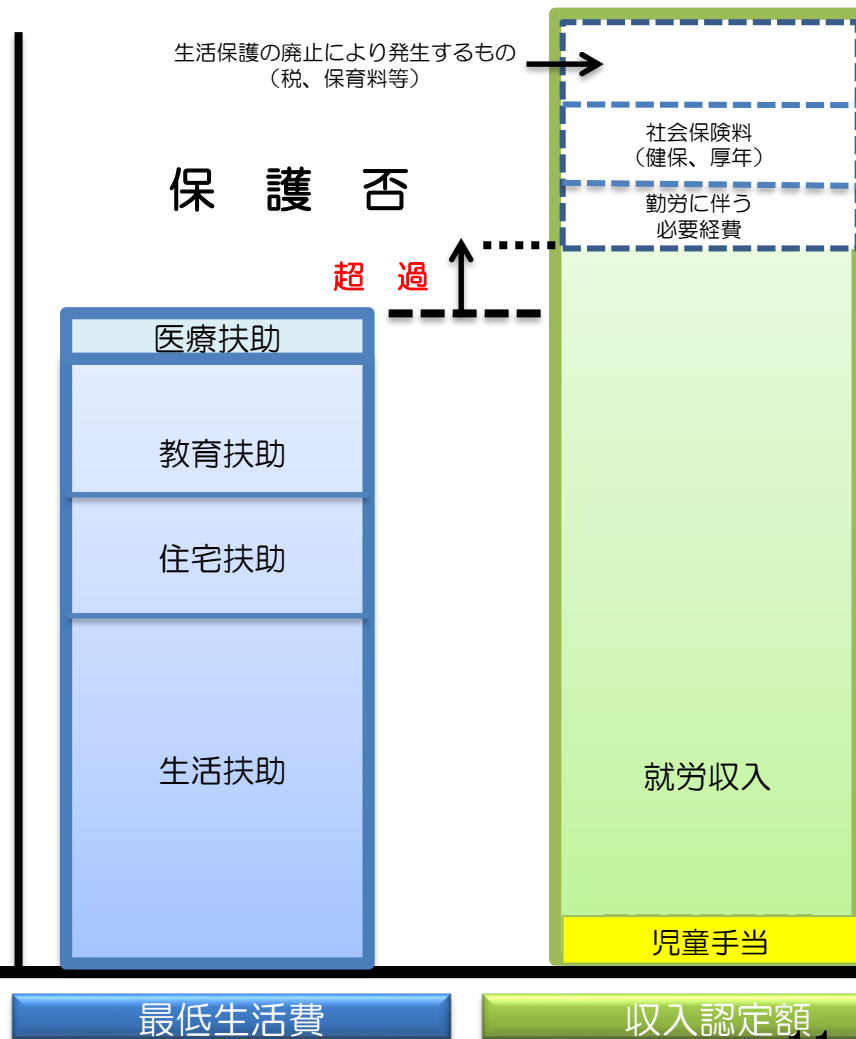
生活保護の要否判定・保護の程度（支給額）の決定

- 生活保護費は、世帯全体の収入が最低生活費に足りないときにその不足分だけが支給されます。
収入が生活保護基準を超えると、生活保護の支給対象とはなりません。
- その際の収入額については、実際の収入額から必要経費や基礎控除を除いて算定（収入認定）します。

保 護 要



保 護 否



勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

○ 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。

○ 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

・就労収入15,000円までは全額控除。

・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。

2. 新規就労控除

○ 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。

(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】 10,700円(就労から6ヶ月間のみ)

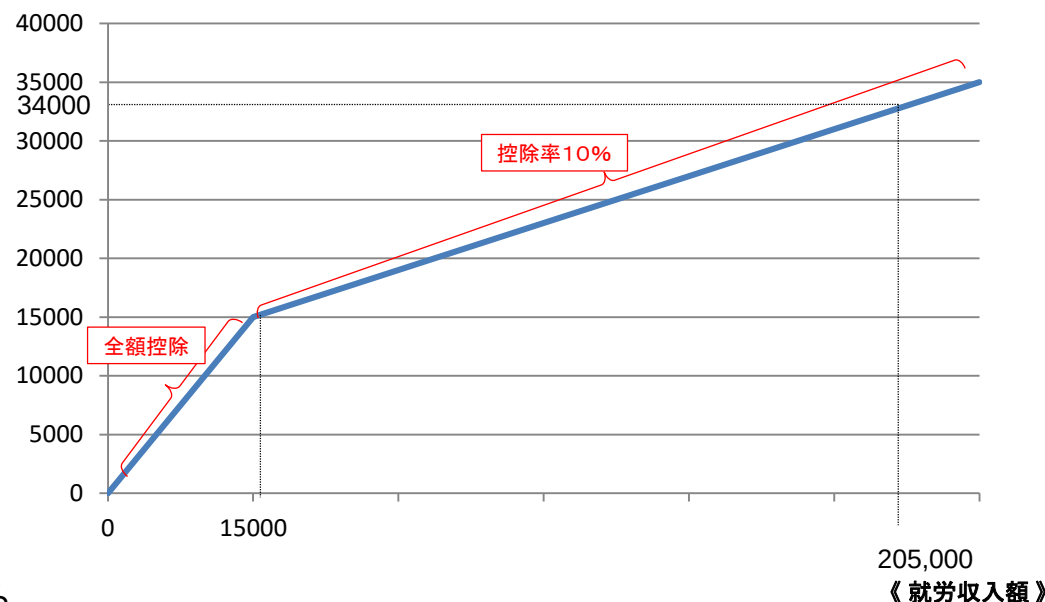
3. 未成年者控除

○ 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。

(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】 11,600円

《控除額》



勤労控除(基礎控除)の例 (1人目)

収入金額	控除額
23,000円～26,999円	16,000円
63,000円～66,999円	20,000円
123,000円～126,999円	26,000円

収入認定について

基本的な考え方

- 生活保護受給世帯の収入については、原則として、最低生活の維持にあて得る金品は原則として全て収入として認定します。
- 保護受給中に収入があれば毎月申告をしてもらい、その都度、収入額と最低生活費（生活保護基準）と比べて、生活保護費を決定します。
- 世帯のすべての方にどのような収入があった場合でも、また、収入が少額であった場合でも必ず担当ケースワーカーに申告をする必要があります。

収入の例

(1)就労に伴う収入	給与・日雇・内職・事業により得た収入など
(2)就労に伴わない収入	恩給・年金・年金基金・手当・仕送り・贈与・財産収入など
(3)その他の収入	動産または不動産の処分による収入・保険金または解約返戻金等

なお、就労に伴う収入については、必要経費（交通費・社会保険料及び仕入れ代金など）を除くほか収入金額に応じて勤労控除が認められています。

収入認定から認定しないもの

- ただし、収入として認定してしまうと、自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当で無い場合は収入として認定しないこととしています。（収入認定除外）

【例】 ・冠婚葬祭の祝儀香典、歳末たすけあいなど社会事業団体からの慈善的経費
・戦没者等への弔慰金や、特定の障害等への慰謝激励等の費用
・自立更生のために使われるもの（自立更生を目的とした恵与金や貸与金、災害等の補償金や見舞金、高校生のアルバイト収入のうち就学等の経費に充てられるもの）

生活保護受給者の義務

生活上の義務

【生活保護法第60条】

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

申告の義務

【生活保護法第61条】

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に移動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

指示等に従う義務

【生活保護法第62条】

被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

費用返還義務

【生活保護法第63条】

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

生活保護受給者の家計等に関する取扱い

預貯金の取扱い

【保護開始時の取扱い】（課長通知第10の10-2）

○当該世帯の最低生活費の5割分は保有を容認。

（例：最低生活費が10万円の世帯で、保護の申請時に9万円の預貯金があった場合、5万円は保有を容認。
4万円分は収入認定され、初回の保護費の支給額は6万円となる）

【保護受給中に判明した場合の取扱い】（課長通知第3の18）

○保護の開始時に保有していたものでないか、不正な手段（収入の未申告など）で蓄えられたものではないことを確認する。

○当該預貯金等がすでに支給された保護費によって生じたものであれば、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産にはあたらないものとして、保有が容認される。

（保有の認められない物品の購入など使用目的は生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合は、最低生活の維持のために活用すべき資産としてみなさざるを得ない旨を被保護者に説明。状況に応じて収入認定等を実施。）

貸付金の取扱い

○貸付金のうち被保護世帯の自立更生のためにあてられる額については収入認定しない。（次官通知第8-3-(3)）

○上記の貸付資金のうち収入認定しないものは、次のいずれかに該当し、かつ、保護の実施機関の事前の承認のあるものである、現実には当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限られる。（局長通知第8-2-(3)）

- ・ 事業の開始（継続）や就労及び技能修得のための貸付資金
- ・ 高等学校等への就学資金
- ・ 利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金 など

○また、貸付金のうち、被保護世帯の自立更生に当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入から控除することができる。（次官通知第8-3-(5)）

※ 上記以外の貸付金については収入認定除外とならず、仮に借り入れをした場合は収入として認定することとなる。
（支給される保護費はその分減額される。）
また、借入金の返還についても、必要経費としては認められない。

自立の概念

- ① 経済的自立 → 就労による経済的自立等
- ② 日常生活自立 → 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
- ③ 社会生活自立 → 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

※「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」において定義

※このほか、「被保護者就労準備支援事業（一般実施分）の実施について」（平成27年4月9日社援保発第0409第1号保護課長通知）で、次のとおり記載
就労は、本人にとっても、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活における自立や社会生活における自立にもつながる営みとして被保護者の課題を解消するということにもつながるものである。

議論の経緯

「生活保護法の解釈と運用」（小山進次郎著）※生活保護法第1条に規定する「自立の助長」の解釈

→「凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活に適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である。」

「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」（平成16年12月）※この報告書を基に「自立支援プログラムの基本方針について」を発出

→「自立支援」とは、社会福祉法の基本理念にある「**利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの**」を意味し、就労による経済的自立のための支援（就労自立支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援（社会生活自立支援）をも含むものである。

「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会報告書」（平成22年7月）

- 3つの自立は並列の関係にあるとともに、相互に関連するもの。
 - ・稼働年齢層の者に対する就労支援についても、生活保護受給者の状況に応じて、就労支援のみならず、まずは日常生活支援や社会生活支援などに結びつけていくという理解が重要。
 - ・職業体験や技能習得や社会的就労などの無給労働を通して、段階的に就労に向けたステップを踏んでいく効果、ボランティア等を通じた社会参加の機会を作り、自尊感情や他者に感謝される実感を高めていくことで、元々持っている力が発揮できる効果が明らかになりつつある。

（参考）生活困窮者自立支援制度の自立の考え方

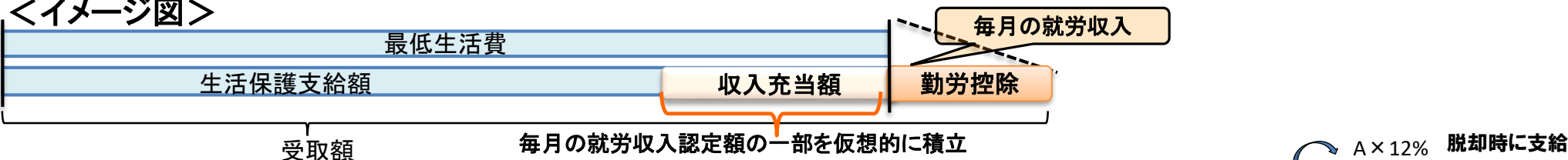
- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

就労自立給付金の見直しについて

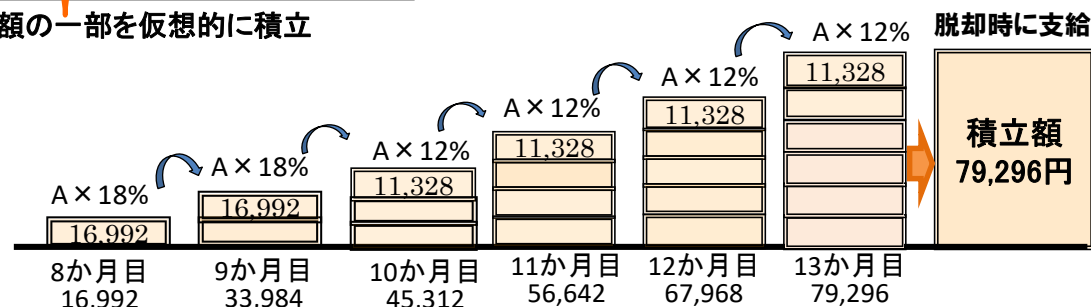
現行の制度概要

- 支給要件: 安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期: 世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額: 上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法: 算定対象期間(※1)における各月の就労収入額(※2)に対し、その各月に応じた算定率(※3)を乗じて算定し、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間: 原則3年間
 - ※1 算定対象期間: 保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
 - ※2 就労収入額: 就労に伴う収入として収入充当した額
 - ※3 算定率: 保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1~3月目までは30%、4~6月目までは27%、7~9月目までは18%、10月目以降は12%

<イメージ図>



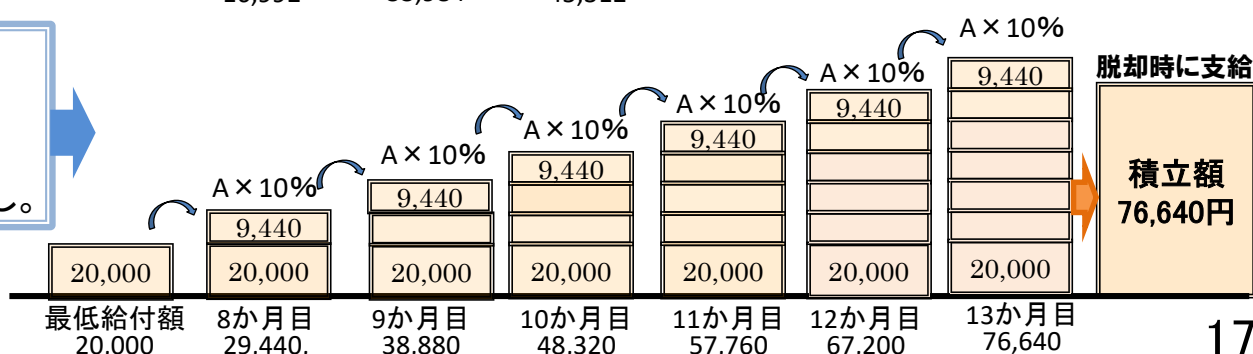
例 単身世帯で、月額120,000円の就労収入のある者が、保護廃止に至った就労の収入認定開始月から起算して13月目に保護廃止となり、脱却した時点で一括支給した場合
(収入認定額(A) = 120,000円 - 基礎控除25,600円 = 94,400円)



見直し案

- 積立額の有無によらず、最低給付額を設定 (単身世帯: 2万円、複数世帯: 3万円)
- 積立率を一律10%に統一
- ※支給要件、支給時期、支給上限額等に変更なし。

※生活保護基準の改正と同時期(平成30年10月)の施行を予定。



就労活動促進費の創設について

【趣旨】

- 自立に向けての活動は、被保護者本人が主体的に取り組むことが重要である。
- しかし、就労活動の状況に関わらず、保護費の受給額は同じであることから、就労活動のインセンティブが働かないとの指摘がある。
- このため、就労活動に必要な経費の一部を賄うことで、就労活動のインセンティブとし、早期の保護脱却を目指す。
- なお、早期脱却に向けた集中的な就労支援(※)と合わせて実施する。

※ 原則6か月の一定期間を集中的な活動期間とし、本人の納得を得て作成した計画的な取組に基づき集中的な就労支援を行う。

また、直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難である場合には、低額であっても一旦就労することを基本的考えとする。

【概要】

- 対象者 保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者
- 支給要件 ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を一定程度以上行っていること
- 支給開始月 平成25年8月から実施
- 支給金額 月額5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月)

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

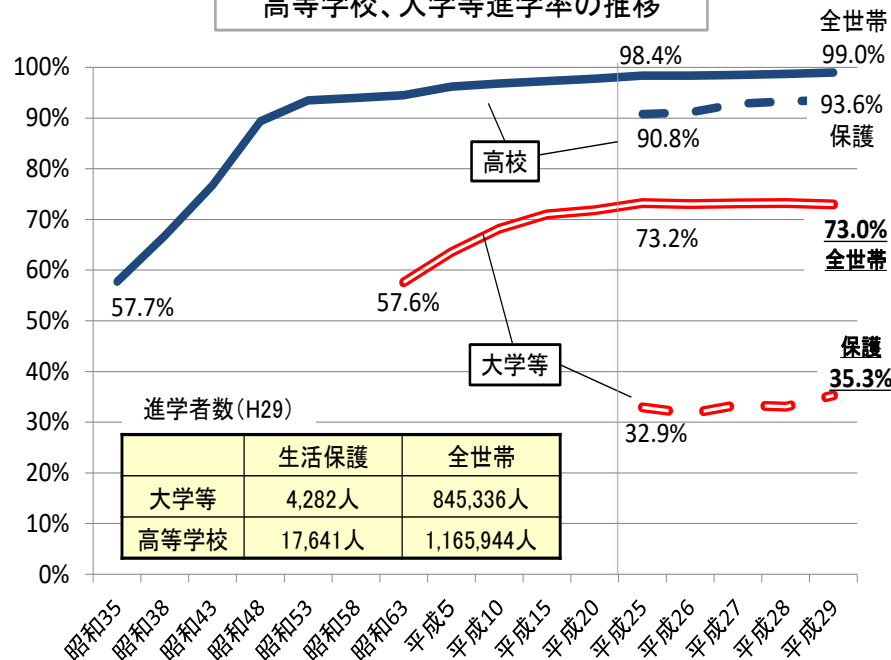
大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。

高等学校、大学等進学率の推移



東京都23区(1級地の1)母と子2人の3人世帯における 第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等 ・大学等の受験に必要なとなる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※従来から対象に含まれていたものを明確化するもの	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用 等(H28.7～) ・大学等の受験に必要なとなる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※同左	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等 ・大学等の受験に必要なとなる費用(交通費、宿泊費等)(H30.4～) ※同左

生活保護受給者向け家計相談支援事業の 実施について

基本的主旨

- 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いや、法第37条の2に基づく住宅扶助の代理納付が行われていた場合には家賃の支払いが生じるなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。

【生活保護から脱却した場合に新たに負担等が発生する費用など】

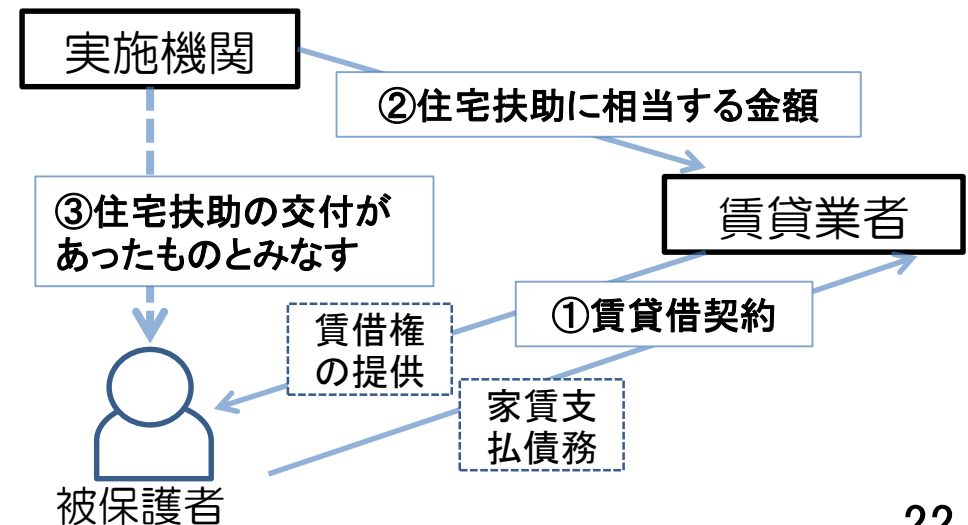
- ・住民税 ・国民健康保険料 ・国民年金保険料(法定免除) ・NHK受診料
- ・医療保険、介護保険サービスを受けた場合の自己負担 など
- (その他、保育料など自治体によって負担額が減免されている制度あり)

【住宅扶助の代理納付】

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。

※ その他、給食費等は学校長に交付等されている場合がある。

住宅扶助の代理納付の仕組み



保護廃止が見込まれる世帯への家計相談支援について②【主な対象者】

【通知名】 「被保護者家計相談支援事業の実施について」

(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

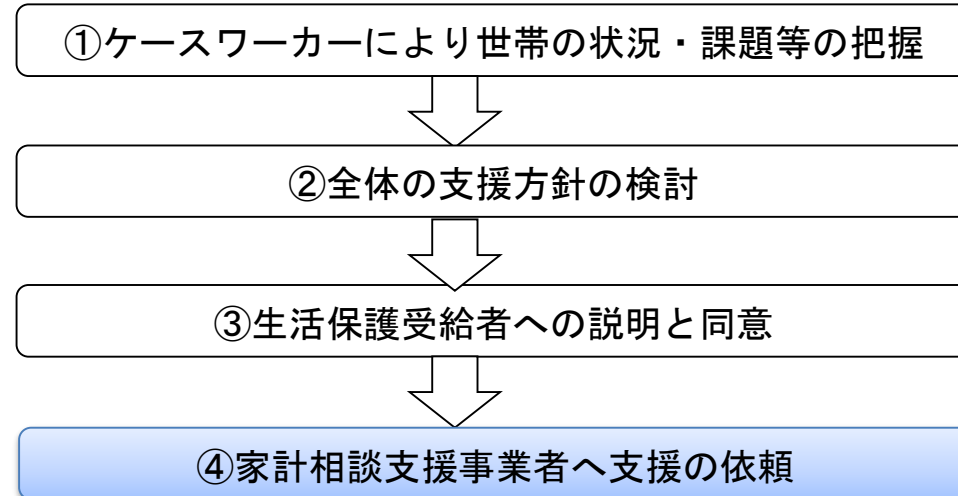
主な対象者

○保護廃止が見込まれる世帯等のうち、家計相談支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯(※次ページ参照)
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計相談支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

○ 利用対象者の選定については、各自治体の実施方法によるが、下記の流れを想定



※ 福祉事務所(担当ケースワーカー)と、家計相談支援事業者の関係は、基本的には生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と、家計相談支援事業者との同様。生活保護受給者の生活全体の課題の把握や支援方針は担当ケースワーカーが中心となり、就労支援担当や家計相談支援担当など各部門の支援担当は、担当ケースワーカーや他の関係機関と連携を図りつつ、それぞれの専門分野に応じた支援を中心に担当。

生活保護における児童扶養手当の受給と収入認定の関係について

生活保護の収入認定のルール

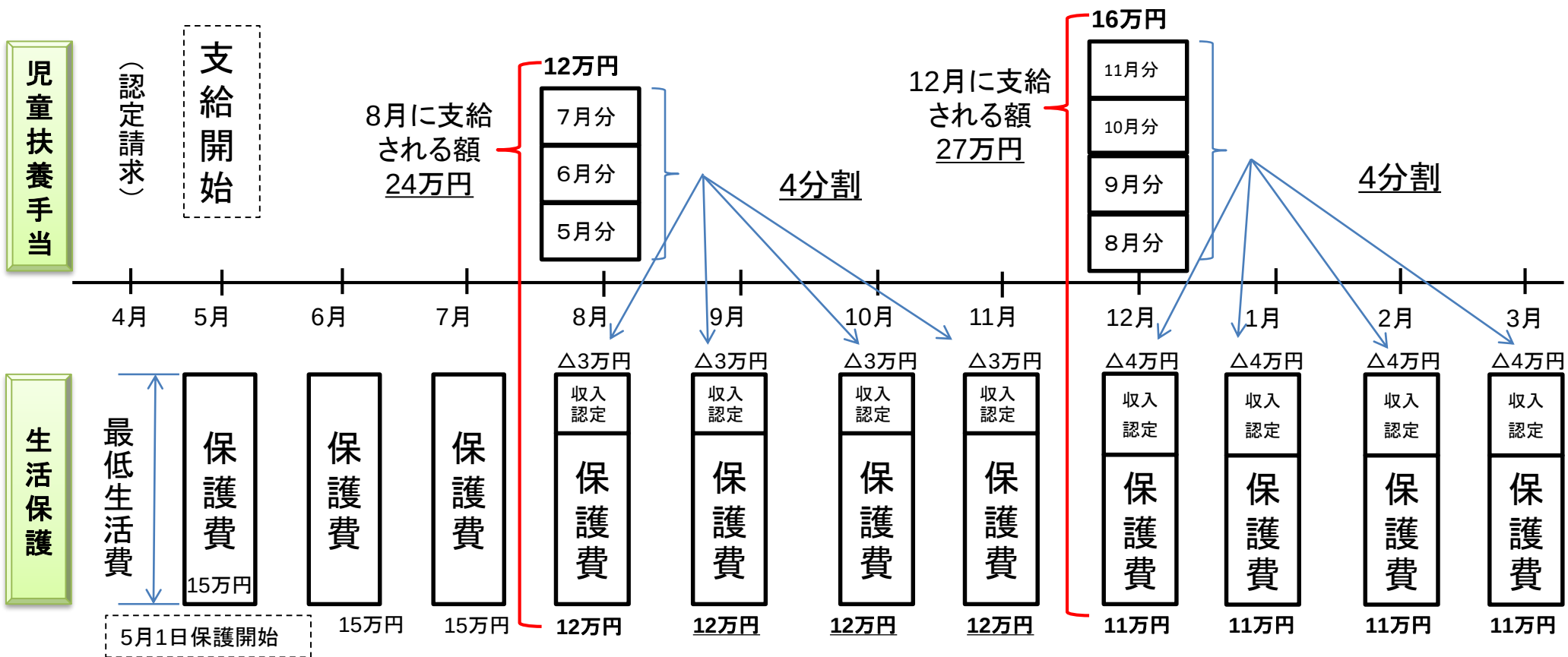
○生活保護の収入認定においては、児童扶養手当等のように各月の支給額が数ヶ月分まとめて支給される場合、実際の受給月から、次の受給月までの各月に分割して、収入認定を行うこととしている。（下図参照）

※ 保護開始時の保護の『要否』の決定は、申請直前に受給した児童扶養手当の額を分割した上で判断（費消したかどうかは勘案しない）

※ 保護開始時の保護の『程度』（保護費）の決定は、現に所有する児童扶養手当の残額をベースに判断

（費消したかどうかを勘案。最低生活費の5割以内の手持ち金は収入認定せず保有を容認）

- 例
- ・ 児童扶養手当：5月支給開始（4月、8月、12月にその前月までの4ヶ月分を後払い）、4万円/月
 - ・ 生活保護：5月1日支給開始、最低生活費15万円/月



保護廃止が見込まれる世帯への家計相談支援について③【支援の流れ】

【対象者の選定（例）】

- ① 担当ケースワーカーが家計相談支援の対象者を選定
- ② 担当ケースワーカーと生活保護受給者本人が面談し、自立支援プログラムとして事業を利用

家計相談支援事業の事業内容

（１）相談受付（インテーク）

相談受付・申込表の記入

（２）アセスメント

- ①相談時家計表
- ②インテーク・アセスメントシートの活用

（３）家計再生プラン（家計支援計画）の策定

「家計計画表」、「キャッシュフロー表」の作成

（４）支援の提供

- ①家計管理に関する支援
- ②滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③債務整理に関する支援
- ④貸付のあっせん

（５）モニタリング

（６）プラン評価

- 生活保護の援助方針と関係することから、家計相談としての支援計画・方針は、担当ケースワーカーと共有すること。
- 収入について正確に把握するために、生活保護費の支給状況の確認する。（冬季加算や期末一時扶助、収入等の変動などにより月毎に支給される保護費が変動することに留意）
- 他の給付制度・自立更生にあてるための貸付の活用について相談者に提示する際は、事前に担当ケースワーカーと相談する。（収入として認定される場合がある。未申告の場合は不正受給となる場合もある）
 - ※ 生活保護においても、移送費、就労活動促進費、技能修得費など利用可能な費用もあるため制度内で活用できるものがないかも相談
- 滞納、借金、生活に支障を来す浪費などがみられた場合には、指導等の対象になる可能性もあるので担当ケースワーカーに報告・相談する。

上手な役割分担で対応を

相談支援の流れは生活困窮者家計相談支援事業と同様

生活保護受給世帯に対する家計相談支援を行う場合の留意点等

生活保護制度の主旨等を踏まえた支援、対応

- キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等については、それらを活用し、本人が自ら家計管理していく能力を身につけられるように支援を行い、必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。
- 生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認することとしている。（使用目的等をもった預貯金の構築についてはそれを支援すること。）
- 支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、担当ケースワーカーに報告する。（担当ケースワーカーとも相談した上で、その活用が図られるよう支援すること。）
- 貸付金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる場合には、収入として認定せず、その償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合がある。（一方、それ以外の単なる借金は認められないため、貸付利用を検討する際は担当ケースワーカーに相談すること。）

福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

- 本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計相談支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図る。
 - ・本人が抱えている状況や困窮に至った要因、援助方針や家計再生プランの内容などを共有。
 - ・福祉事務所は個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計相談支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供。
 - ・支援対象世帯との面談等の際には、必要に応じて担当ケースワーカーも同席。

保護廃止後も継続した支援

- 被保護者家計相談支援事業を受けていた者については、保護脱却後も引き続き支援を受けることが望ましい。

現状・課題

- 生活保護制度における「自立支援」については、経済的な自立だけではなく、本人の日常生活の自立や、社会生活の自立も必要であるとされている。

自立の概念

- ① 経済的自立 → 就労による経済的自立等
- ② 日常生活自立 → 身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
- ③ 社会生活自立 → 社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること

- しかしながら、これまでの「自立支援」は、就労による増収や保護からの脱却に向けた支援が中心となっており、「家計相談支援」は十分に行われてこなかった。

- ・ 「稼働能力」の活用は、保護の受給要件になっている。(働ける人には働いてもらわないといけない)
- ・ 支給された保護費の使途は原則自由であり、家計の問題は福祉事務所側からみた課題として認識されづらい。
- ・ 家賃や公共料金の滞納などの問題が顕在化した場合でも、滞納分の処理や今後の支払いについて「指導」する等の対応に留まっており、何故、滞納が生じてしまったのか、きちんと支払えるにはどうするかという「支援」までは手が回っていない。

生活保護法

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

家計相談支援を通じた総合的「自立支援」へ

- 家計の課題が把握でき、家計が安定することによって生活の基盤が整えられる。自ら家計管理ができるようになることは、「自立生活」に向けて極めて重要な要素。
- 「家計相談支援」は、その人のライフスタイルの見直しにも関わるものであり、家計相談支援を通じて、就労支援につながったり、生活リズムの改善などにもつながる可能性をもっている。他の支援機関・支援員とも連携して総合的な自立支援に向けたキーパーソンとしての役割を期待。
- 収入が増加したり、余分な支出を節約することで貯められたお金で「何をしたいか」、本人にとっての希望や目標が見つけられる支援、生活の喜びを感じられるようになる支援を期待。